

業務用冷凍空調機器の販売・設置・維持管理業者

電気機械器具卸売業、機械器具小売業、冷暖房設備工事業など

業務用の冷凍機器を廃棄する場合

1. フロン類の回収

- 1) 第一種特定製品の入替え時に、所有者等からフロン類が充填された古い機器の引取り（廃棄、下取り）を依頼された場合には、第一種フロン類引渡受託者となります。
- 2) フロン類が充填された業務用冷凍空調機器を引き取った場合は、依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）から委託確認書の交付を受けます。委託確認書は第一種フロン類充填回収業者に回付する他、その写しを3年間保存することが必要です。（法第43条）
- 3) 他の者に、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを再委託する場合は、あらかじめ第一種特定製品廃棄等実施者から再委託承諾書の交付を受けることが必要です。また、再委託承諾書を3年間保存することが必要です。（法第43条）
- 4) 第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受けた場合は、3年間保存することが必要です。（法第45条）
- 5) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しの委託を受けた場合、回収・再生・破壊等に要する費用は、依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）の負担となります。（法第74条）
- 6) 中古機器として引き取った場合には、第一種フロン類引渡受託者ではなくその機器の所有者となります。その廃棄等を行う場合は、第一種特定製品廃棄等実施者となります。

2. フロン類の回収が完了した本体は

- (1) フロン類の法的回収作業が完了した後に、本体を産業廃棄物処理業者へ引き渡して解体処理をしてもらいます。
- (2) 産業廃棄物処理業者へ引き渡す場合に、引き渡す業者が、マニフェスト伝票を作成記入して持ち込まなければなりません。
- (3) マニフェスト伝票は、産業廃棄物処理業者に有ります。
- (4) マニフェスト伝票とは、家電リサイクル法では、家電リサイクル券の相当する伝票です。

3. 費用は、1. が2万から3万。2. が1万から2万程度と思います。

以上の様に、面倒な手続きが必要です。

○従って、該当のメーカーに依頼すると、全て行って貰える場合が有りますので、その製品のメーカーに確認されたが良いと思います。費用はメーカーにより異なります。

ご参考まで 佐賀県電器商業組合 井澤和義
以上